公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第２７４号
福岡県朝倉市柿原504番地３
債務者　堀内スエ子
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮原　三郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月６日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４３８号
仙台市青葉区下愛子字二本松13番地の11
債務者　佐藤　純子
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山田　大仁
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月23日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４７号
仙台市太白区郡山字北目宅地44番地の１　スガワラハイツ５―101
債務者　熊谷　康代
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　笹村　恵司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月16日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７号
愛媛県宇和島市長堀１丁目１番34号
債務者　森　富紀子
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月28日午後４時
5　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第８号
愛媛県宇和島市保田甲1972番地４
債務者　芝　みどり
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月28日午後４時
5　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第３８０号
福岡県春日市上白水５丁目27番地　春日パークマンション302号
債務者　渡邉　和也
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大神　朋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月８日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年５月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５２３７号
大阪府吹田市片山町４丁目４番１号　(303)
債務者　小野　美典
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦　寛幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９３８号
大阪府茨木市北春日丘１丁目４番52号、住民票上の住所大阪府茨木市大字佐保494番地
債務者　大上　智広
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白石　浩亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９４４号
大阪市此花区高見１丁目６番22―802号、前住所大阪市福島区吉野１丁目19番20―601号
債務者　島谷　正一
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秦　周平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月９日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０９９号
兵庫県尼崎市武庫之荘西２丁目46番１―906号
債務者　櫛部　洋和
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白木　裕一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３号
愛媛県松山市太山寺町894番地30
債務者　田井　司
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　正夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年５月27日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１５号
兵庫県加西市北条町小谷411番地の２、従前の住所兵庫県姫路市安富町安志600番地181
債務者　瀧本　大和
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立花　隆介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月17日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２７年（フ）第２８１号
高知県香南市野市町土居1489番地３　ミルフィーユＣ102号室、住民票上の住所高知県安芸市本町３丁目６番30号
債務者　橋本　康延
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　章雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２８６号
高知市東雲町９番14号　マンションタケシＩ・301号
債務者　井上　典子
1　決定年月日時　平成28年３月28日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岡　敏明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４６６号
横浜市旭区上白根町112番地　市営グリーンヒル上白根３棟506号
債務者　福澤ふみ子
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　猪本　芳子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５７号
鹿児島県姶良市松原町１丁目26番地１
債務者　石村三季郎（旧姓澁谷）
1　決定年月日時　平成28年３月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永山　一秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年６月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係